

大分市自治基本条例検討委員会 第4回理念部会 議事録

◆ 日 時 平成22年1月28日(木) 14:00～16:00

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

◆ 出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦の各委員(計5名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛 (計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛隆見)

【傍聴者】

無

◆ 次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1)前文について
 - (2)目的について
 - (3)基本理念・基本原則について
 - (4)その他(次回開催日程等)

<第4回 理念部会>

事務局	<p>ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会 第4回理念部会を開催いたします。</p> <p>議論に先立ちまして、事務局の方から若干のご説明をさせていただきます。前回の会議の際に確認させていただきましたが、本日の会議の議事は、2月5日の部会代表者会議に本部会として示す項目を取りまとめる事項についてご協議いただくということであったかと思えます。</p> <p>順番に申し上げますと、第一に、本部会における「前文」の素案の確定。これは、皆さんの案を基に、そのエッセンスを(代表の)委員さんがまとめてくださったものを、皆さんの共通認識の下に本部会の素案として仕上げていくと</p>
-----	---

いうものであったことと思います。

次に、「目的」の案の確定。これにつきましては、事務局で案をご提示させていただきまして、委員の皆さんのご意見をいただくということであったかと思えます。

その次に、「基本理念・原則」の案の確定。これは、本日、委員の皆さんから理念・原則に係るキーワードを出していただくことによりまして、箇条書きの形式で、部会代表者会議にお示しする案を議論いただくということになっていたことと思います。

また、今回、議論の際に目安となるような資料を、というお話もございましたので、通常の議論の経過報告に加えて資料をご用意させていただきました。

初めに、お手許にお配りしております資料1をご覧ください。これは、基本理念・原則をご議論いただく際の資料としてご用意させていただきました。

参考とした文献は、「自治基本条例の作り方」(松下啓一氏著、ぎょうせい)でございます。少しでも、基本理念・原則の捉え方のご理解並びに議論をする際の一助になればと思っております。

この中で、理念と原則を対比させたときの参考になりそうな市の例として参考例1に草加市の条文を、前文から理念、原則へと論理構成が繋がっているということを考えるときに参考になりそうな市の例を参考例2として伊賀市の条文をお示しさせていただきました。

まず、資料1を読ませていただきます。「まちをどのようにつくるのかは、自治基本条例で規定するにふさわしい事項である。基本理念や基本原則という名称で、独自の章を起こしたり、独自の条文を立てるのが一般的である。」とされております。また、この本の中では、理念と原則の関係性は次のように捉えると理解しやすいと紹介されています。「自治の基本理念」はまちづくりをする際の「基本的な考え方」、いわゆるコンセプトといわれるようなものだと思います。そして、「自治の基本原則」はまちづくりをする際の「具体的な進め方」、立ち位置といいますが、スタンスというようなことだと思います。

加えて、前文から目的、理念の関係性を流れで整理するという例も示しております。まず、「前文」で条例制定の背景や内容を謳い、「基本理念」で前文に基づいた基本的な考え方を示し、これをベースに「基本原則」の具体的な進め方につながっていくとしております。

このラインから考えると、市のバックボーン、市民の理想といったものが「前文」で表現され、前文に対する基本的な考え方が「理念」で示され、理念を受けて実際にまちづくりをするための基本が「原則」となる、と考えると組立てがしやすいと思われま。

こういったものから、前文から導き出される、「基本理念」に関連すると思われるキーワードは、「市民が主体」であるとか、「みんなが参加」、「人への思いやり」、「地域に対する誇り」等々であると思えます。また、具体的な取り組みとなります、「基本原則」に関連すると思われるキーワードは「住民自治」「みんなが参加」「市民協働」「情報の共有」といった文言であると思われま。これらの文言につきましては、大分市総合計画に記載されている語句をベースに抽出をさせていただきました。

また、この「自治基本条例の作り方」におきましては、「理念」については「コ

ンセプト」、いわゆる基本的な考え方としており、前回の部会では「哲学である」といったご意見もございましたが、そのような観点から事例は挙げておりませんでした。しかし、「原則」についてはある程度、類型的な把握が出来るということだと思いますが、例示がありましたので、それを参考例3としてお示しさせていただいております。これにつきましても読み上げさせていただきます。

基本原則を構成すると思われる基本的要素は、最初に、「住民自治の原則」、自治運営(=まちづくり)において最も基本となる原則であるとしております。市民の参加を得て、市民の意志に基づき、その責任において地域のことに取り組むことを指します。

その前提として、「市民一人ひとりが主体」、「それぞれの人権の尊重」、「個性及び能力が発揮されること」などが挙げられるとしております。

次に、「情報共有の原則」といたしまして、市民が自ら考え、判断し、行動するための前提となる原則。考え方としては、「行政が所有する情報は、『行政は市民が信託した業務を行っている』という信託論の帰結として、市民との共有物と捉える」というものと、「市民、議会、行政なども公共の主体と考えると、それぞれの持つ情報は個々の所有物というよりも共有財産と捉える」といった二通りの考え方の下に情報共有の原則というものが出てくるとしてあります。

また、三番目に「参加の原則」ということで、「主権者である『市民』がまちづくりの当事者として企画・立案、実施、評価の各段階でまちづくりに参加する」というものですね、近年では「参加」よりも「参画」という表現をされることが多いというふうに言われております。「参画」と「参加」のニュアンスの違いについては、この下に書いておりますのでご一読ください。

最後になりますが、「協働の原則」ということで、「自治基本条例においては、一般的に『市民、議会、行政がそれぞれの責任と役割分担に基づき、互いの特性を尊重し協力する』と定義され、基本的な概念として位置づけられる」というようなことが記されております。

こういったものを前提として、皆さんがお考えになる「理念」、「原則」を構築していただけるとよろしいかなと思っております。

この先の資料の説明に進んでよろしいでしょうか。資料2で目的案を出しております。あくまで事務局案でございます。条例の目的はこういう形のものではないかということでお示しさせていただいております。

「この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」というふうに考えてみました。目的案作成の際の考え方につきましては、案の下に記載しておりますので、これもご参考にさせていただければと思います。

それから、前回の議論の中で、自治基本条例の中の「教育」というものとの関連性について押さえてほしい、というお話もございましたので、法制室と話をしたものをまとめております。こちらも読み上げさせていただきます。

「他の自治体において自治基本条例上に『教育』が規定されない根拠として、以下の理由が想定される。」

まず、最初に、『自治基本条例は教育委員会にも及ぶものである』、一般的な自治基本条例では、市の執行機関全般に対して自治基本条例の規定が及ぶよう

になっており、教育委員会も自治基本条例の適用を受けるものとされている。（一般に「市長等は」というような規定の仕方をしており、「市長等」に教育委員会も含まれる、という構成をしている。）

そのため、教育委員会について特別の規定を設けた場合、教育委員会にのみ適用され、かつ、他の執行機関には適用されないものを規定することとなると考えられる。実際に、教育委員会にのみ適用がある規定というのは見出しにくいのではないかと考えられる。」

次に、『自治基本条例の性質による』自治基本条例に係る文献をひも解くと以下のような記述があるとしています。出典については、それぞれの項目の後ろにかっこ書きで記載しております。

一番目は、「自治基本条例とは、自治体運営の『理念』と、その理念を具体化する『制度』と、制度を動かす『原則』をきちんと盛り込んだものである。「制度だけでは無味乾燥だから、政策を盛り込むべきではないかと考えがちなのですが、そうした思いは抑制すべき」ものである。「政策上の基本理念は条例の前文で表現する」ものである。これは、神原勝氏著の「自治基本条例の理論と方法」に記載されているものです。

二番目は、「政策内容は、条例よりも基本構想、基本計画、実施計画に記述すべき」である。「自治基本条例は自治体運営（まちづくり）のための基本理念とそれを実現するための制度・権利・手続きが詳細に規定される」ものである。「総合計画は各政策分野ごとの計画が明らかにされる」ものである。これは、松下啓一氏著「協働社会をつくる条例」に記載されています。

また、先程来、参考文献として出ております松下啓一氏著の「自治基本条例の作り方」では、「基本構想と自治基本条例の役割分担が明確でなかったために、初期の条例には政策テーマ型の自治基本条例が散見されたが、最近ではこのタイプはきわめて少なくなっている。」というような書き方をしております。

以上のように、一般的には、自治基本条例は自治体運営のための制度や手続きなどを規定するものであって、政策的なものは総合計画で明らかにする、という役割分担が考えられていると思われ、自治基本条例の性質上、「教育」などの具体的な分野の政策を盛り込む余地がなかったのではないかとというのが法制室と話をした内容でございます。

そして、最後のペーパーになりますが、資料4、定義づけた事項になりますが、「市民」とは、「大分市に住む人、働く人、学ぶ人を言う」としてしています。この「人」というのは法人も含めて、広い意味で「人」という表現をしているということで良かったと思います。「協働」につきましては、「市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと、共通の課題解決に取り組むことを言う」ということであつたと思います。また、「市」、「市長等」という言葉につきましては、「現状では固定的に定義をせず、条文の主語は明確な言葉で、『市長及び執行機関は～』というように、その条文毎に誤解が無いように取り扱っていくこととし、最終的な条文となったときに類似の主語を取りまとめていく中で改めて定義づけを行うように提案することで、誤解も無くなるのではないかと」ということであつたと思います。

それから、もう一点の資料は、前回議論の経過を記したものです。毎回使用している書式を使っておりますので（報告2）となっております。4ページ目

をお開きください。前回お話いただいた内容ですが、「前文」については、「前回議論した『新産都』という言葉は再考する必要がある」でありますとか、「『中学生が読める程度の文章表現や、易しい漢字で表現する』という共通認識であったが、言葉によっては微妙なニュアンスが伝わりにくいため、限界がある」といったご意見が、「目的」につきましては、「『主権』を突き詰めて議論すると難しくなる」のではないかと、「あまり難しく考えずに大分市としての方向性を考えた方が良い」のではないかと、「ある程度フレキシブルな内容の方が議論しやすい」といったご意見がありました。「定義」につきましては、先程確認させていただいた内容であったかと思えます。それ以外にも「『まちづくり』についてはきちんと定義づけすべき」といったご意見もございました。「基本理念・基本原則」につきましては、「『理念』と『原則』の区別が難しい」といったご意見もございましたので、今回参考資料という形でまとめさせていただきました。「その他」事項につきましては、「『教育』と自治基本条例との関連付けを事務局で調べて欲しい」というご意見がございましたので、資料でご説明いたしました。

本日の議論につきましては、今後の取り組み案にもありますが、「前文」につきましては、「今回の案を基に共通素案を作り、次回の部会で部会代表者会議に示すたたき台の完成を目指す」、「目的」につきましては、「事務局で参考となるものを作って、これを基に議論していく」、「定義」については、もうよろしかったことと思えます。「理念」と「原則」については、今回の部会で「他自治体などを参考にイメージを箇条書きで持ち寄り、大分市に必要と思われるものを作っていく」ということであったと思えます。

確定事項といたしましては、「『市』など、あいまいな主語になりそうなものは具体的な表現にして、最終的な調整の際に定義づけを行うよう提案していく」、「部会でまとめた『理念』、『原則』を箇条書き程度の状態で部会代表者会議等の中で提案していく」ということであったと思えます。

いずれにいたしましても、本日ご議論いただいたものは、部会の意見、案として部会代表者会議に提示するものということでもよろしかったかと思えます。皆さんの共通認識として、本案は、部会代表者会議、全体会議で議論いただきまして、法制部門のフィルターで文言等のチェックを通す中でさらに皆さんのもとにフィードバックされて「素案」となっていく、いわば成長過程のものというふうに捉えていただいているものと考えております。本日決まったことが自治基本条例の中にそのまま入っていくということではなくて、それぞれの部会の方との話し合いの中で、より良いものになっていくものではないかということであったと考えておりますので、自由闊達なご議論をお願いしたいと思います。それでは、これ以降の進行につきましては、部会長さんをお願いしたいと思います。

部会長

はい、的確にまとめていただいてありがとうございます。それでは本日の議論の進め方としてはどうでしょうか…。

事務局

すみません、事務局が作成した資料のほかに、本日、委員さんの方から「前文」案と、委員さんがお考えの「基本理念・原則」の案も出していただいております。

	<p>ります。資料の下に配布させていただいております。そういった中で、部会の「前文」の案や「基本理念・原則」についてご議論いただければと思います。</p>
部会長	<p>それでは委員さんの資料をざっと紹介していただけますか。</p>
委員	<p>はい。下に脚注をつけておりますけれども、網掛けをした部分は、皆さん、それぞれの案から言葉を拾い出したものです。部会の中で論議されたものを入れてあります。波線でアンダーラインを引いているのは「理念」のところでおそらく出てくるであろうというものを、先程の事務局がやったのと同じ手法で、他の自治体の事例の中から言葉を拾い出して、それに似たものという形で入れてみました。それをつなぎ合わせてみるとこれくらいの文章になりまして、ちょっと長いかなとも思うんですけども、センテンスが6文章入って、段落は4つに分けています。後は、これを磨いて短くすれば良いんじゃないかと思いますが、一応、今の段階では入るべき言葉を全部入れてみたらこのような形になるということで、私の文章感覚としては、決して満足のいくものではありませんでしたけれども、整理をしてみました。</p>
部会長	<p>はい、大変ご苦勞をおかけしました。</p>
委員	<p>ただ一つ、私の感覚で言わせてもらいますと、大分のまちの説明をする前に、「私たちはこのまちを愛しているんだ」ということを先に入れさせていただきました。「まちを愛している」というフレーズは何人かの委員さんもお使いになっていましたけれども、自治基本条例を作るときの我々の姿勢としては、冒頭に持ってくる方が一番インパクトがあると思いました。</p>
部会長	<p>そうですね、同感です。それで、この前文案は我々部会の最後の珠磨きの部分であると思いますので、先に事務的なことと言っては悪いんですが、「基本理念・原則」の部分から議論していきましょうか。</p> <p>私がちょっと気になったのが、「基本理念」と「基本原則」というものが、はっきりとした仕分けがあるような無いような、資料の書き方によっては、そこらへんを分ける意味があるのかってというような部分もありますので、今日はこの「基本理念」と「基本原則」について意見交換をしていきましょうか。</p> <p>今、事務局から説明いただいた資料について、まずご質問とか、入り口のところで確認しておきたいということがありましたら、ご発言をお願いしたいんですけども。いかがですか、特に無いでしょうか。</p> <p>事務局の方としては、「基本理念」は基本的な考え方であり、「基本原則」は基本的な進め方であるという形で仕分けているんですけども、例えば「環境問題」とかは基本的な考え方でもありますし、具体的な進め方にもかなり関わってくるんですが、それを両方に書くのか、それとも理念の方に抽象的なものは持っていったりして、具体的な進め方っていうものは身近な市政とか市民の考え方に沿ったところで書くのか、そういう仕分けが上手く出来るのかってところなんですけれども。</p>

事務局	<p>そうですね、その「仕分け」というのが難しいところだと思うんですけども、他の自治体の例を見ましても、「基本理念」・「基本原則」をフルで取り入れている所もございませし、そうでないところもございませ。「基本原則」も「市民の権利」だとかの条文に散りばめていて明確に条立てしていない所もございませました。</p> <p>皆さんの議論を縛るものではありませんが、私の個人的な考え方としては、以前、委員さんがおっしゃいました、「哲学」的なところが参考例1でお示している草加市の例に似たような感じになると思うんですけども、「まちづくりに取り組みます」といった「哲学」ですね、それに対してどういったものを基にして、その「哲学」を達成するかという書き方をしているのだと思います。具体的な方針と言いますか、指針になるのが、主体性や対等性、協調性、柔軟性、公開性、普遍性、発展性といった言葉で「まちづくりに取り組みます」といったものを肉付けしていっているというふうに考えています。</p> <p>この考え方も、部会長さんがおっしゃいましたとおり、区分けがなかなか難しい、また実際に似たような言葉も出てきますので、「どちらがどこにはまるのかがわかりづらい」ということであろうかと思ひます。</p> <p>私は個人的にはありますけれども、今の例のように、一本、骨になるものが基本理念、そしてその周りにあばら骨と言ひますか、芯を支えていくようなものになるのが基本原則であると思ひております。そのような考え方も一つ、「そういうことを言うのもいるんだな」というレベルで捉えていただければと思ひます。</p> <p>あくまでこの部分は、皆さんの議論を縛るというものではなくて、「こういう考え方もあるのか、じゃあ、この部会ではどういうふうに組立てをしようか」というように皆さん、ご意見を出していただく中で組立てをしていただければよろしいかなと思ひます。</p>
部会長	<p>でも、草加市の例で第4条で主体性だとか並べていますけれども、ある意味ではこの言葉は抽象的なんですよね。じゃあ、それを具体的にはどうやるんだっていうと、また議論が蒸し返されたようになりますけれども、抽象的な文言で性格付けをしていくっていうのは、むしろ基本理念の中に入れた方が良ひのかなっていう気もするんですよね。</p> <p>なんだか、ここら辺はきちっと整理がつけにくっていう感じがしてしょうがないんですけども。</p>
委員	<p>よろしいですか。他所の自治体なんか見てみましても、複数の自治体を比べますとね、「理念」と「原則」のところ言葉が、一箇所に全部同じ言葉で、他のところは全部理念に入っていますよではなくて、一つの自治体では「理念」の中に入っていて、もう一つの自治体では「原則」のところに入っているというようなところが結構あります。ですから、それはもう我々が決めれば済むことで、何を自分達のコンセプトにするのか、それを実現するためにはどういう道筋でやりましようかという、その二つの分け方だけを念頭においておけば良ひのではないでしようか。後はもう言っしまえば言葉の遊びになってしまひますので...</p>

	<p>ただ、私は「議員」という立場でここに参加させていただいていません。「議員」というのも、ある意味では市民から選挙によって負託を受けた、大きい意味での執行機関のメンバーの一人ですので、一つのスタンスとして申し上げておかなければならないのは、自治基本条例を作るときの我々のスタンスは、「市民」が自らに縛りをつけるものであってはいけません。あくまで執行機関が市民から負託されたものを、行政権として実施する、行使するときに、その行使する権限を制約と言いますか、規定するために作るべきものなんです。憲法はどこの国の憲法でも全部、「国民がしなければならない」ということでは無く、「政府がしなければならない」ということを規定するために作っているんですよ。我々にとって自治基本条例が市民のための憲法であるならば、当然ながら、そのスタンスは外せないですよ。</p> <p>ですから、私の方から言わせていただいたっていうのは、事務局側もそうなんですけれども、執行機関の側にいる人間だからそれは言うておかないといけないことではないかと思うんですよ。</p>
部会長	<p>だから、執行機関の方が暴走してはいけない、そのために歯止めをきちっとかけておくということですか。</p>
委員	<p>例えば具体例で言いますと、「市民総参加」という言葉を理念に入れるとします。「総参加」をするためには、執行部側として市民が総参加をするということを担保するためにはどうすれば良いかという、「まず情報を出しなさい」、「意思形成過程に我々市民を加えなさい」というような書き方になってくるんです。</p> <p>そうすると、「市民総参加」は理念であって、「情報公開しなさい」、「意思形成過程に加えなさい」というのは原則になるんです。</p>
部会長	<p>なるほど、そういう形で自治基本条例を扱うということは、まともな考え方だと思うんですけども。</p> <p>今の日本の社会が、昔と違ってコミュニティが非常に希薄になってくるというか、お互いがつながりあっていないというものに対して、この自治基本条例というものをちょうど提案する時期ではないかという気持ちが私個人としてはあるんですよ。これで何か世の中を変えていけないかと、投げかけたいというふうになってくると、この理念や原則のところであまり強い感じではなくともそういうものを出していければなと思うんですけども、事務局の方ではそんなことを議論したことは無いですか。自治基本条例を作るにあたって、この条例が世に出たときに世の中がどう変わるだろうか、世の中をどう変えようとしているかとか、難しいでしょうけれど。</p>
委員	<p>その部分が、「理念」として入れれば良いんじゃないですか。原則は、だから、「こういう形で執行機関に縛りをかけます」という形になれば。</p>
部会長	<p>「理念」ですね…。だから「原則」の方は具体的ないろんな条例が決められていることをある程度、総論的に押さえをかけていくというような形になりますよね。「理念」の方はそうじゃなくて…。</p>

委員	例えば憲法で言うならば、「我々は恒久平和を愛します」というのは我々の側の理念の部分ですよね。で、条文の中で「だから権力は武力を持ってはいけない」と書くわけでしょ。それが「原則」になるんです。
部会長	そういう物差である程度、選別すると、「理念」に挙げる項目何か条かと、「原則」に挙げる何か条かっていうのは自ずと分かれてくると思うんで…。
委員	一条ずつでも構わないですからね。一項二項とか出ていけば。
部会長	いや、中身によっては、「理念と原則に二つに分けなくたって良いじゃないか」っていう場合も出てくるんじゃないかって…。
委員	他所の自治基本条例にはそういうものもありますよ。
部会長	まあ、今まで議論をしてきたことを共通認識として、少し具体的に検討していきたいんですけども、この資料をベースにたたき台として考えていったいですかね。
事務局	そうしていただいても構いませんし、今、委員さんがおっしゃられたような感じで、最初に「まちづくり」というものがあるとすれば、それに対応するのは何かといったら「情報が無いとまちづくりに参加できない」とかというような考え方で組み立てていくのも良いかと思うんです。ホワイトボードもございませぬので、「こういったものが要るよ」というようなことがあれば、事務局で語句を書いていって、最終的に「これとこれを残そうよ」というやり方でも構いません。皆さんがイメージしやすい方法をとりたいと思います。そうしておいて事務局で箇条書きにするとかして『理念』ではこういうものが必要である、『原則』ではこういうものが必要であると思うので、理念部会として出したいのでペーパーにまとめてくれ」ということになれば、そのような形で準備させていただきたいと思います。
部会長	参考例1と2は具体的な市を出しているんですけど、参考例はこのテキストに載っているものですね。
事務局	はい、基本原則に盛り込まれる要素は何かというものです。
部会長	これをベースに議論しましょうか。要するに、「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」、4つですかね、これで網羅できているかどうかということですけども…。 この前配っていただいた資料の中に「多様性の原則」というのが入っていたのがありましたね。
事務局	それでしたら、一番最初の部会のお配りしましたこの資料ですね、こ

	<p>れを見ていただくと一番早いかと思います。その6、7ページの上越市のところに記載があります。</p>
部会長	<p>それでは、まず理念と原則の項目を押さえていきましょうか…。</p>
委員	<p>理念であれば、委員さんも要素の案を出されているので、参考にしていけば良いのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>僕は8つ挙げています。そのうちの一つの市民につきましては規定が済みましたから、後の部分で言葉として7つあります。</p>
部会長	<p>この「市民主権」とか「協働」といわれたのがそうですかね。皆さんこれを見ていただいて、少な過ぎないか、多過ぎないか…。</p>
委員	<p>多過ぎます。実際問題としてこの項目を全部入れている自治基本条例もあまりありません。それぞれから拾ってきたら、こういうものが入っていたわけで、全部合わせるとこれくらいの数になるということです。</p>
委員	<p>上越市さんはかなり入っていますよね。</p>
委員	<p>考えるときにちょっと入れましたが、もう一つ僕たちが気をつけなければいけないと思うことは、地方自治法という法律があるんですよ。それについて、民主党政権下で、おそらく来年度中には改正案が出てくると思います。もう、抜本的な改正がされると思います。だけど、だから我々とどうかという関係ないんですね。逆の言い方をしますと、国が「じゃあ、この権限はお前たちに分けてやるよ」と言われたから分権が成立するのではなくて、大分市を我々が作るために「これとこれの権限に関しては俺たちにくれ」と国に要求して初めて地方分権が成り立つんです。ということは、地方自治法という法律の中に書いてあるような考え方を言葉巧みに言い換えるだけで作ってしまったんでは意味がないんです。</p>
部会長	<p>だから、地方分権が世の中に言葉として踊っていながら、さっぱり先に進まない一つの原因としてはそれがあろうと思うんですね。受け取る側が「これだけよこせ」といえないところにね。それと、集権の方から見ると、「権限をやったってお前らできるのか」というようなところが問題になるわけで。</p>
委員	<p>一番、初めから事を構えて、ケンカ腰で国に対峙する必要はなにもありませんから、我々の基本的なところで、「自分たちがこのまちを作るときに何が欲しいのか、何がしたいのか」というところを踏まえたら、その中で「この部分についてはちょっと不自由だな、じゃあ、国に要求してみようか」ということになるんだと思いますよ。</p>
部会長	<p>じゃあ、そういう観点からしますと、2ページに書いていただいた「平和貢</p>

	<p>献」というのと「地球環境」というのはちょっと違うんですね。</p>
委員	<p>「地球環境」というのは大きく考えると、大分市の豊かな国をどう未来につないでいくかということは地球環境ですから、という形もあるんですが、おっしゃるとおり、我々も「ワン オブ ゼム」として貢献するべきところであるというところはあるんです。</p>
部会長	<p>それから、平和というのも当たり前というか、誰も異論がないわけですがけれども、「理念」に入れるべきかどうかというところがありますよね。</p>
委員	<p>それは、「理念・原則」の案を持ってくるという宿題があったので、私もキーワードとして列記しただけなんですけれども。一つ踏まえておかないといけないのは、大分市は平和都市宣言をしているんですよ。だから、大分市は基本的に「わたしたちは平和を愛し、貢献します」という宣言をしていますから。それは「宣言しているんだから、自治基本条例までは言わなくて良いね」という話は、もちろん、それはそれで良いと思うんですけれども。</p>
部会長	<p>宣言というのは、何か法的な意味とかあるんですか。</p>
委員	<p>法的なものは何も…。</p>
事務局	<p>自治体の姿勢を示したものですから。</p>
部会長	<p>任意の宣言なんですね。</p>
委員	<p>逆に言うと「理念」に相当します。</p>
事務局	<p>私の個人的な意見を述べさせてもらってもよろしいでしょうか。委員さんがまとめてくださった大分市自治基本条例の前文の案ですが、これは委員さんの案としてお示しいただいております。この中のフレーズが「基本理念」と密接に結びついているのではないかと思います。ストーリー性があった方がわかりやすいですし、当然、条例とは言いながらも流れていくのが好ましいのかなという考えも持っております。このような考えから見ますと、例えば「市民主権」と「協働」とかですね、「自然環境」や「平和」というのが、理念で謳いこんでもおかしくないというふうな言葉が述べられています。ですから、この辺から入ってですね「これはぜひ『理念』の中でしっかり述べた方が良いんだ」というふうな形で選択されるのも一つの進行の仕方なのかなと思います。その中で「理念」として改めて規定しようという形で意思統一されれば、それを実現させるためにどういう「原則」が必要なのかということで整理されれば、議論の展開もなされやすいのかなという気がします。ここに重要なフレームが大部分、並んでおりますので、是非この中で…。</p>
部会長	<p>それは、これですか。委員さんの案の…。</p>

事務局	<p>はい、前文ですね。他都市の例でも前文から流れて理念ということで、ずっと、改めて規定して説明するという意味合いのところもありますし、当然、「理念」と「原則」というものが密接に関連していきますけれども、重要なキーワードがこの前文案の中にあるんじゃないかなというような気がします。これを全て載せると、項目が多くなりますが、この中で「特に重要じゃないかな」というのを拾っていくと、そして改めて「理念」というもので載せるのが好ましいのではなからうかなという形で議論されるのも一つの方向性かなというふうに思います。</p>
部会長	<p>逆に、ここに前文として謳ってあって、これは非常に重要なこととして取り扱われているから、次の段階の「基本理念」と「基本原則」の段階からは、もうちょっと実務ベースの方に降りていったレベルでものを考えるという考え方はどうだろうかという…。</p>
事務局	<p>それも一つのアプローチの仕方なのかなとも思います。委員さんが言葉で取り上げていただいている分については、ほとんどそういう流れで整理されているのではないかなと思います。ですから、全てを今、7項目というふうに言われていましたけれども、7項目全部拾うのか、この言葉をこう変えようかという形で考えられるのか。例えば「協働」とかは、「市民主権」という言葉が言葉通り市民主権という形になるのか、例えば「市民が主体となったまちづくり」とか住民自治との関係もありますけれども、そういう形で整理されていくのか、後は「自然環境」というフレームがありますけれども、これをどういう形で謳い込んでいくのかいかないのか、「平和で幸福な暮らし」とありますけれども、「恒久の平和を願う」という形で基本理念の中に入れていくのかいかないのかという形で議論されると、ある程度の議論展開がなされやすいのかなと、一つのアプローチの仕方ですけれども。</p>
部会長	<p>表現の仕方は後でもう一回見直して、どういう表現にするのかという議論はまたできると思うんですけども、項目立てとして理念のところ「平和」と「地球環境」を当然含めて進めていくという考え方はあると思うんですけども、項目としては、これで抜け落ちているものは無いと考えられますか。</p> <p>項目立てについては特にご意見はありませんか。それからもう一つここでお聞きしたいのは、「地方分権」という言葉は、先程もちょっと言われたんですけども、中央から元々持っていたものを部分的に切り取って地方へ持ってくるよというような、「お上からのお下げ渡し」みたいな感じで捉えていると一向に先に進まないよという…、やはり地方が「自分でやれることは何でもやるよ」というような形で攻め上がっていくべきじゃないかっていう考え方を、どこかでちらっと読んだことがあるんですけど、そういう意味からすると「地方分権」というのか「地方自立」という、そこら辺のニュアンスの違いがあるような気がするんですが…。</p>
委員	<p>僕もそう思います。「地方分権」という言葉は、自治基本条例の中に盛り込む</p>

	<p>のはあまりそぐわないんです。自主自立、自立する、自分達でこのまちを何とかするんだというそういう決意表明になるべきですから。</p>
事務局	<p>一つの例として、例の中に出しています上越市の基本理念のところですね、中に、6項目ほど挙げているんですけども、「地方分権」という言葉を使っています。それを単体で使っているのでは無くて「地方分権の推進及び自主自立の市政運営」というフレーズで使っています。その説明として、「基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行う」というふうに書いております。「地方分権」という言葉だけでは少し、やっぱりわかりにくいのかなと思います。分権を進めていくという気持ちを持って、こういった市政運営を行っていくのかという気持ちを込めていくとわかりやすい、委員さん言われましたけれども、「自主自立の市政運営」というような言葉を絡めると分かりやすくなるというふうには思います。</p>
部会長	<p>全く同感なんですけれども、「地方分権」から書き出してしまうと、まず地方分権という枠にはまり込んでしまったようになって...、それから改めて特化しなくちゃいけないという印象になるものですから、これに替わる良い言葉が無いのかなと思うんですよ。</p>
事務局	<p>「地方分権」という言葉が使われるのかどうかというのがあります。分権というのは、国が今ずっと言っている言葉なので、自治基本条例とすれば、自主自立の自治体運営というような、そういう姿勢で謳いこんでいく形をとるのが良いのかなとも思います。「市民が一体となるまちづくり」とかいう形のフレームも入れ込みながらですね、そういう形で作り上げていく、選択肢はいろいろあると思うんですが、そういう議論をしていただければ良いのではないかなと思いますので。</p>
委員	<p>上越市の事例で言うそうですね、最後の3行だけ、しかも「分権」という言葉を使っちゃったんで「権限」という言葉が出てきますけれども、別にこれは「権限」じゃなくても良いんです。「機能」でも良いわけです。基礎自治体としての機能を拡充することでも良いんです。だから後はそれを自主的に自立出来るようにやりましょうと、そういう形で言えば、ことさらに「地方分権」ということで拳を振り上げる必要はありません。</p>
部会長	<p>そこら辺の表現はまた、仕上げの段階で考えるとして、項目としてはこれでよろしいですか。これは「市民」から入るんですか。</p>
委員	<p>こんなに要りますかね...。「市民」はもう済んでいますから、概念のトップに無ければどうしようもないので書きましたけれども、これはもう決めましたよね。今、ここに書いてある表現は別としてこういう意味合いですよということは。</p>
部会長	<p>ああ、これは市民の定義ですね。</p>

委員	はい、それを除いたら7つあるということです。
部会長	そうしたら、「市民主権」と「協働」と「人権尊重」と「平和貢献」と「地球環境」、それから「地域特性の保全」別の例では尊重と書いてあるところもあったけれども…、これの方が良いですかね。
委員	まあ、これはカタカナで言えば「アイデンティティ」というやつですよ。
部会長	それから「地方分権」は「地方自立」という言葉に替えるかどうかという、表現の問題はありますけれども、地方の主体性をここで謳うということで7つ…。
副部会長	この理念の中には「人権の尊重」なんかも入りますよね？入りますか、入りませんか。
事務局	入れているところもありますよね。上越市で入れてますね。
副部会長	はい。もちろん、福祉も入りますよね。
事務局	当然、「人権」ということであれば、そういった想いは入ってくると思いますね。ですから先程、委員さんがおっしゃいましたが、自治基本条例はまちづくりの方向性を決めるものですので、「市民主体のまちづくり」というものがあれば「協働」が入ってくる、「個々の尊重のまちづくり」が良いとなれば、「人権の尊重」とか「男女共同参画」とかをしましようというのは原則としてここに挙がってくる形になると思いますね。 私の個人的な意見なんですけれども、皆さんの思われる自治基本条例の中で大分市がどういう方向に向かうのが良いと思いますかというときに、そこに入るものは芽づる式に出てくるのではないかと思うんですよね。
部会長	副部会長さん、そこはどう変えたら良いと思いますか。
副部会長	変えたらとかいうことではなくて、「こういうものを目指すのかな」というね…。
委員	「人権尊重」は難しいんですよ。「人権」と一言で言うけれど、大変な複雑怪奇、多岐に渡ってしまっていて、何をもって人権と言うのかというのは非常に難しいところなんです。突き詰めれば突き詰めるほど大変なんです。
副部会長	だから、あんまり突き詰めないでね、簡単に「人を大切にする」という優しい気持ちですれば、人権というのが成り立ちますよね。それが人権の尊重だと思うんですね。

委員	<p>人権の尊重、今、おっしゃる、人を大切にするというスタンスが無いと、そういう基本的な考え方が無いと、後で出てくる「多様性」だとか、原則に入れるのは少しそぐわないと思うんだけど、「男女共同参画」なんてものはこの田舎ではまだまだ相当遅れているんですよ。「市民総参加」と言いながら、ある部分では女性だけ、ある部分では男性だけみたいな形でしか総参加が実現出来ない。それが全て突き詰めていっちゃうと「人権」のところにいっちゃうわけです。</p>
部会長	<p>とにかく、違いがあれば、そこには必ず何かが出るわけで...、その違いが人権問題を起こす素地として出てきちゃうわけですよ。だけど、それをこういう議論の中で簡潔に表すというのは難しいですよ。ものすごく多様なものをね。</p>
副部会長	<p>「人権の尊重」と一言では言いますけれどね...</p>
部会長	<p>いや、皆もう、合言葉のようにその言葉をしゃべっているんですけどね。</p>
委員	<p>でも、まあ、「人権の尊重」という言葉を言い換えて、副部会長さん、おっしゃったように、「人を大切にする、人を中心にまちづくりをしていくんだ」みたいなことは、表現としてはそんなに難しくないと思いますよ。出来ると思います。</p>
部会長	<p>他にはありませんか。人権の部分はまた表現を考えるとして。</p>
委員	<p>僕は、「地球環境」と「地域特性」を分けて書いています。それは、項目だからなんですけれども、でも、こういうところは文章表現として一つにまとめることは可能じゃないですかね。</p>
部会長	<p>はい。だけど、これは分けたほうがわかりやすいんじゃないですか。</p>
委員	<p>それはもう、わかりやすいです。出来れば「一つの荷車には一つの荷物しか載せない」というような作り方をしていくべきだと思います。</p>
部会長	<p>そうですね。これは項目としては2項目あって、私は良いんじゃないかなと思うんですけど。ただ表現をどういうふうにするのかというのは、出来るだけパッと見てサッとわかるような表現を工夫していくというのも全体に通じて必要なことだと思うので、そのときにまた考えたいと思います。</p> <p>そうしたら、基本理念は大体こういうことでご意見はよろしいでしょうか。何かまだ事務局の方からご指摘がありますか。ちょっと先に進んで「原則」...</p>
委員	<p>今日、委員さん1名欠席ですが、我々全員の一つの考え方として、基本理念をどこかシンプルなところに一個に絞り込んでやっていく形をとるのか、上越市みたいに何もかもぜんぶ網羅した形でボンと持っていくような形をとるの</p>

	<p>か、その方向性だけは決めておいた方が良くないですか。</p> <p>こうやって出されると「捨てがたい」という話になるのかもしれませんが、初めから捨てられることを覚悟の上で項目を挙げていますから。</p>
部会長	<p>ということは、要するに前文で書いた文章表現で一つの流れを作ってその中に全部埋め込んでいくという形にもっていくような…。</p>
委員	<p>ええ。「前文で言っているところでもう足りるじゃないか」というのだったら理念から外すということもあるでしょうし、全部まとめて、「大分市としては、我々としては、ここが一番の力の入れどころなんだ」とみたいな形で理念を表すという方法もあると思うんですよ。</p>
部会長	<p>それを箇条書きにして、タイトルをつけて、もし必要なら若干の説明をそれに付け加えるという形なのか、それともずっと一つの流れを作るのか…。</p>
委員	<p>それは後からで良くないですか。むしろ力点を置いたところに集中するのか、じゃあ、これを大分市として全部、五体満足な理念としてイメージすべきだと考えるか、力こぶのガンと出たところだけを協調するのかという…。</p> <p>私、自分の好みを言わせていただきますと、「どこの条例を見てもみんな一緒だ」とみたいなことでは、やっぱり面白くないですよ。</p>
部会長	<p>私もあまり面白くないとは思っただけでも、それでがんばっちゃうとなかなか先に進まないような気がして。</p>
副部会長	<p>だけど、大分市はすごく福祉に力を入れているじゃないですか。だから、やっぱり福祉を前面に出してもすごく良いのではないかなと思うんですよ。</p>
委員	<p>(大分市は)他のまちよりも福祉に力を入れているんですか。</p>
委員	<p>そりゃあもう。点数で言うとトップスリーの中に入る。まあ、今の市長になってからですけど。</p>
副部会長	<p>佐藤市長さんの時も福祉は大分だったですよ。私なんかもう…。</p>
委員	<p>まあ、そのベースがありましたからね。どっかで突然0から100になったわけじゃありませんけれども。点数が良くなったのは最近の話です。</p>
部会長	<p>福祉というのは一つの理念でもあるし、また市民に皆、考えてもらわなきゃならない項目でもあるし…。</p>
副部会長	<p>今からは特に大事ですよ。</p>
部会長	<p>それから、実務の面でまだまだ不十分なところを補っていくとか、成果とお</p>

	<p>金の関係をどうやってこれからコントロールしていくかとかいろんな問題があるわけですね。福祉って、理念的なものから実務的なものまで、非常に大きな塊になるわけですね。</p>
委員	<p>副部長さんがおっしゃったのは、どちらかという「人権尊重」というようなレベルでの福祉を考えておられますから、むしろ、その「人権尊重」の項目を作るのであれば、そこで福祉を謳うという手がありますよね。</p> <p>その人間を大切にすまじづくりなんですから、その中の大きな要素として福祉は当然、入ってくるでしょうから。</p>
部会長	<p>だから「人権尊重の中に福祉も含まれるんだよ」という、福祉についても触れて説明を書いていくのか、それとも人権尊重とは項目をもう一つ別にして、福祉というものを取り上げるのか…。やっぱり、この項目立てで今、伺っているわけなんですけれども、項目立ての中で福祉というのを入れたほうが良いというお考えですか。どうですか、その辺は。</p>
委員	<p>前文に「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らし」という文言があるんですよね、委員さんの案の中に。で、その「平和で」という部分と「幸福な暮らし」というのを理念の中で言い表すことなのかなというふうには思います。</p>
委員	<p>委員さんの案に書いていたじゃないですか。</p>
委員	<p>いや、これは最初、委員さんが書いたんですよ。私はそれをなるほどと思って入れたわけで。それはそれで、「幸福な暮らし」というのをどう実現するか、いう点で理念の中に持っていくということは、良いんじゃないかなと思います。その中に福祉も含めてね。</p>
部会長	<p>「幸福な暮らし」という中の大事な要素として福祉というものがあるわけですね。</p>
委員	<p>人権もそうでしょうし。</p>
部会長	<p>それは、障害者福祉もあれば高齢者福祉もありますよね。それから、児童福祉もあるし、そういうのが一つでも欠けると「幸福な暮らし」にはならないわけですね。だから当然、これを受けてこっちにそういう項目が出てくるというのは別に悪いことじゃない、当然、お互いあるんですけど。項目立てとして人権尊重の中に入れるのか、項目を別にそういう幸福な生活という言葉で項目立てをするか、それとも福祉というのをここに入れ込むか、その項目の作り方ですね。基本理念のところに入れるひとつの項目としてですね。そういう項目立てがあるかという。</p> <p>「人権尊重」という言葉をもっと福祉まで含めた言葉に置き換える手はないんですかね。</p>

委員	あると思いますよ、今すぐちょっと浮かびませんが。先程、副部長さんがおっしゃった、人を中心にした視点に立てば、当然、福祉が出てくるわけですから。それをあわせた言葉は、いくらでも考えつくと思いますよ。
副部長	一項目で「市民のための福祉の増進」ではダメなんですかね。
部長	というか、むしろ市民が真剣に考え、行動するということですよ、今から先はおそらく。今は、行政もそんなに福祉にお金を使えるような状況じゃなくなっているから。
委員	「行政制度としての福祉」と、我々が普通にもう少し大きな意味で「福祉」と考える場合では少し開きがあって、単に我々が「福祉」と言う場合には、例えば高齢者福祉で介護保険がどうだこうだとかそういうレベルではなくて、もう少し、ほとんど人権とイコールで結んでいくくらいの感覚で福祉ということがあって良いんじゃないかと思いますよ。だから、むしろ今おっしゃるような福祉の増進とかは決して悪い言葉じゃないと思いますよ。
副部長	生きていくうえで、「人権」というのは、なくてはならない考え方ですよ、これは。本当に。
部長	そうしたら、この「人権尊重」という部分に、少し差別の問題も福祉の問題も含めた、そういうものを、豊かな暮らしの実現という形のをここに一つ第一項目で謳いますか。もちろん、ちょっと説明は要るでしょうけど。
委員	その方が良いかもしれない。その中に「福祉」という言葉が入れば良いですよ。
部長	だから「豊かな生活」というのはお金の豊かさでうまく後押ししてもらっていた部分も今まではずっとあったわけですけど、これから先、なかなかそうはいかないとすると、この問題がね。それから、隣近所助け合うというような形での福祉とかね。
副部長	絆ですよ。本当ですよ。
部長	昨年、スポーツ振興の委員会で随分議論をしてきましたけれども、結局、年寄りを「年寄りにしない」というか、「若いときにずっと運動をやっていれば、健康体がずっと保てるよ」というやり方ですよ。
委員	今、市長が言っていますよね。保健所の制度の中で健康推進員を作って、各町内に一人ずつ設けなさいというふうな…。
部長	あれこそ、自分でその気になってくれないと、どうしようもないですよ。

副部会長	そうですね、やっぱり、その人その人の「取り組む姿勢」、それに尽きますよね、全て。
部会長	そうなんですよ。そういう、今の時代背景も含めて、そういうものを網羅したものをここにデンと据えますか。豊かな暮らしの実現、実はお金があっても豊かじゃないんだよとか。
委員	はっきり「お金がないから」と書くわけにはいかなけど。
部会長	表現はまたちょっと後で考えるとして、そういう項目を一つ立てて。
委員	むしろ、それ一本で理念を作り上げて面白いなと思うけどなあ。
委員	なるほど。
副部会長	パズルみたいにね。
委員	何もかも、そこに全部入ってくるんですよ。
部会長	そういうものの考え方をするのが大分市の自治基本条例なんだと。自分たちでしっかり考えてやらなきゃダメなんだと。これはまた、表現を議論するときにちょっと...
委員	「お金がないから」じゃなくて、「お金がなくても幸せなんだ」ということですよ。
部会長	その議論をすると長くなるけど...
委員	今、委員さんが言われたんだけど、上越市の理念は6項目あるんだけど、先程、事務局から出していただいたように、この項目には入らなかったものはどうなったのかというのが、ちょっと不安というか。 先程、言われたように、「豊かな暮らし」とかいう中に福祉を入れた方が、ちょっと足りない言葉があっても、その中に含まれていくという点では、気分的には良いかなと思いますね。ただ、こういった項目自身が言葉の中に入れば、福祉とかいうのを言われたのも含めて。
委員	僕はイメージとして3つくらいを考えていたんですよ、理念を。一つには「豊かな暮らし」と。そのためには「市民協働」であり、主権がどこにあるのか、あくまで「大分市を良くする権限は私たちにありますよ」という、この3つさえ入っていれば良いのではないかと思っていたんですけど。例えばその豊かな暮らしの中に、豊かな暮らしを保障するためには、福祉の増進が必要だということで、それを一つ入れている。それから、誰かが主体でやるのではなく、みんなで補完してやりましょうという協働の精神ということと、最初に言

	<p>わなきゃいけないのが「市民主権」ですね。絶対にこれは外せないでしょうから。</p>
<p>部会長</p>	<p>今、3つ目はなんて言われましたかね。</p>
<p>委員</p>	<p>「主権」、主権がなぜかと言いますとね、なぜ絶対入れておく必要があるかと言いますと、すぐ忘れるんですよ。市議会議員でさえ忘れていきます。なぜかと言いますと、国会議員は国会の中で何をしゃべってもリコールされないんですよ。一度選挙が終わったら次の選挙まで絶対リコールされないんです。ところが、地方自治体では市長さんも議員も、市民がその気になったらリコールできるんですよ。だから我々が議会で賛成したとか反対したとかやったら、「お前、あんなこと言って賛成して」とか、市長さんに「こんなことでお金使って」とか言って、市民がその気になればリコールできるんです。これは国会議員と市議会議員、首相と首長さんの大きな違いです。</p> <p>それは行使する側の立場が忘れるだけじゃなくて、市長さんも議員も忘れやすい部分なんです。結局、そういうところで住民投票権の話が出てくるでしょうし。住民投票権もね、実は憲法に明記されている部分があるんですよ。大分市が大分市だけに、大分県が大分県だけに適応する法律というのを国が作ろうとしたときには、市長さんに聞く、県知事さんに聞く、あるいは議員さんに聞くんじゃないんです。市民に直接聞いて、市民が住民投票して賛成か反対が決めるんです。</p>
<p>部会長</p>	<p>いきなり市民にいっちゃうわけですか。</p>
<p>委員</p>	<p>そのくらい、地方においては市民の力があるんですよ。でも、忘れていきますよね？</p>
<p>部会長</p>	<p>なるほど。はい、分かりました。「理念」のところは大体良いですか。次は「原則」の方にいきます。原則は、参考例3でいきますと、「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参加の原則」、「協働の原則」とありますけれども、委員さんの案は「市民総参加」、「情報の共有」、「平等と機会均等」...、大分、表現が違いますね。</p>
<p>委員</p>	<p>僕が書いた案はですね、前提として、「主権」が理念の中に入れば、「市民が主体的にやる」という話はそこで決まってしまうので、それは謳う必要は無いということなんです。また、「協働」も理念の中に入れてしまえば、これについても「総参加のまちづくり」ということを言う必要がなくなってくるわけです。</p> <p>その中で、僕が言っている「総参加」というのが、ちょっと意味合いが違うのは、「どこで参加するか」なんです。「『皆で参加する』ことはもう理念で決めました、じゃあどう参加するのか」と言った時に、「男性も女性もなしに一緒にやりましょうという形をとる」ということと、「決定した事に『そうだね』、『それでいいわ』と言う」ようなレベルではなく、「『今、もうすでに大分市は実施</p>

しています、議会も実施しています、意思形成の過程から、ここまで我々来ましたが、皆さんはどう思いますか』ということをして、『ご意見を聞きました。持って帰って検討して、また報告に来ます』というようなことを繰り返してやる」ようなレベルの総参加ですね。

そういう意味では、言葉の表現は後で考えていただければ良いなと思うんですが、「情報の共有」というのは当然、なければならぬ話です。「総参加しようというのに片方の人は誰も知りません」では通りませんから。

それから、一番下に「平等と機会均等」とある中に、なぜ「ユニバーサルデザイン」を入れているかと言いますと、副部長さんの考え方と似ているところがあるんですが、「福祉」をするときに、一番ハンディキャップのある人に合わせておけば、後は皆、楽なんですよ。例えば、市議会議員には障がい者が一人いますけど、「目が不自由な人に合わせて道路づくりをしたら、健常者には不便だった」なんてことはあり得ないんです。「健常者には危険でしょうがないけど、目の不自由な人には安全です」みたいな道路はありません。逆は当然、たくさんあります。そうすると、道を歩くときに、一番、ハンディキャップのある人に合わせて道を作っておけば皆いけるわけでしょ。そういう意味で「ユニバーサルデザイン」という考え方があるわけです。「ユニバーサルデザイン」というカタカナ言葉を使うことはあまり好きではないですけど。

多様性ということについても、国際社会ですから、いろんな人種の人も当然、入ってきますし、市民の定義の中には広く含めるということも規定しましたし、障がい者もいろんなタイプの障がいのある方がいて、スポーツの振興の中でも目からウロコみたいな話がありますが、ハンディキャップのある人にはそのハンディをフォローするような、例えば、歩けない人なら車椅子を使ってもらうということで、バスケットも出来れば、大抵のことは出来るわけですよ。剣道だってやるくらいです。ですから、要するに多様性というものを否定してしまったら何も動かないわけですから。そういう意味で平等と機会均等の中でこの2つがあるから、表現はこういう形じゃなくても、原則の考え方としてベースにあったら良いのではないかなと思ってやっているわけです。

部会長

結局、多様性の尊重とか、ユニバーサルデザインとかで考えていった場合、実は障がい者の方に考えてもらうのではなくて、健常者の方が考えなくてはいけないことというのが出てきますよね。歩道を歩いていて、歩道の点字ブロックの上を歩いていくと、自転車がはみ出して停められているわけです。これは障がい者の人が停めたわけではなく、健常者の人が停めたんです。そういったことが全然、頭に無いものだから、点字ブロックの上まで自転車がはみ出している。そういうことまで教育しようとする、かなり小学校からしっかりと教えていかないといけないということになるんですけど。だから、そこら辺まで含めて、「障がい者のために考えたからユニバーサルデザインが済んだ」というのではなくて、やっぱり「健常者がどれだけ協力するか」というところも謳っていかないといけないんだめなんですよ。

委員

「ユニバーサルデザイン」は、この言葉を使い始めたときはハード面の整備だったんですけど、今はソフト面でも使います。

部会長	ああ、そうですか。そういうところで先程の「人権尊重」と繋がってくると思うんですけど。これは、原則としてこの3つにまとめるというのは私は非常に良いと思うんですけど、いかがですか。
委員	良いと思います。一つ、「市民総参加」の中で「男女共同参画」がありますよね。男女というのと、年齢というのはどうなんだろうかというのを合わせて、大人、子どもという…。子どもは参加することはあんまりないですよ。それはどうしたら良いのかなというのを考える必要があるのかなのかというのも含めて…。
委員	少なくとも、俺たち(議員)2人は考えなきゃいけないよな。それはもう「男女」とは言わずに、「性別と年齢を区別しない」とかいう言い方はできると思いますよ。
部会長	「大人と子ども」というのはわりあい区別しやすいんじゃないかと思うんですよ。だから、その取り扱いは一般市民の中でもある程度こなれているんじゃないかと思います。
委員	「男女」と言った場合、どうしても頭の中では「大人の男女」だけをイメージするわけですよ。
部会長	今、言われているような「男女共同参画」というのはそうですね。大人のイメージですよ。
副部会長	「市民総参加」という中には青少年も含まれますよね。
部会長	「市民総参加」というタイトルじゃない、もうちょっと別の書き方をした方が、もうちょっとうまく…。
委員	「市民総参加」という言葉は理念の中で「協働」を謳ってしまえば、改めてここで出す必要はありませんから。それよりも、今、委員さんが言われたような、「性別と年齢を区別しない」、言い方はわかりませんが、それは後で考えれば良いことですが、基本的な考え方をみなさんと共有できれば、それで良いわけです。
部会長	ここに入れていただいた一番大事なポイントは「参加」ということだと思うんですね。できるだけ大勢の人が参加する、未成年も場合によっては参加するんだと。そういう仕掛けをどうやって市政の中で整えていくのかとか、市民の行動に入れ込んでいくのかとかということだと思うんですが。
委員	それは例えば、「(市議会議員である)我々2人は少なくとも考えなきゃいけない」と言ったのは、今、議会で議員全員でチームを作って、「子ども条例」

	<p>を作ろうとしています。</p> <p>「子ども条例を作るときに大人が作って良いのか」という話になっています。「子どもたちにも聞かなきゃおかしいじゃないか」と、「子どもたちのためのものをつくるのに子どもたちを中に入れずに進めて良いのか」と、だから「子どもたちにも委員として参加してもらいましょう」とか、あるいは「我々が出かけて行って、どんなことをしてもらいたいかっていうのを聞きましょう」ということをしながら積み立てていきましようというところまで、今、議員の視点が揃っています。</p>
部会長	<p>私がちょっとした活動をしていたときに、教育問題に取り組んでいたんですけど、例えば交通ルールを子どもに教えるのにですね、大人が、一生懸命、交通法規どおりにきちんと教えようと努力しているわけですよ。ところが、その大人が斜め横断をしたり、横断歩道の無いところを渡ったりとかね、子どもから見たら、「なんであんなことやるの」というのを全然考えずにやっているわけですね。そうすると、子どものためには決して良くないわけなんですけれども、大抵の大人は気がついていない。「子どもの条例を作るんだ」という大人が、どれだけ子どもに対して模範を示せるか、「模範を自ら示すんだ」という意識で日ごろ生活しているかということ、なんかやっぱり釘を刺しておいてもらいたいと思うんですよ。</p>
委員	<p>それは忘れずに必ず論議いたします。</p>
部会長	<p>だから、そういう参加という意味合いを強調する、「市民総参加」という言葉でも良いし、またもうちょっと別の表現の仕方があるかもしれませんけど。</p>
委員	<p>せっかくですから、「性別と年齢を超えているんだ」というところが把握できるというか、印象できるようなそういう表現の方が良いのではないですか。</p>
部会長	<p>そうですね。それとタイトルのあり方…。市民総参加でも良いと思うんだなあ。市長が一生懸命やっておられるのは、市民総参加的なものが多いですよ、ギネスに挑戦とかね。</p>
委員	<p>確かに目立つんですよ、今やっているそういう取組みは。でも、「市民総参加」の本当の意味合いはあれではなくて、市長が考えているのは、ああいうことを通して本当の意味の市民総参加の意識を高めたいなと思っているんです。それは何かというと、大分市をどちらかの方向に引っ張っていこうとするその方向付けを決めるときに参加してほしいわけです。</p>
部会長	<p>だからそういうもののひとつのトレーニングになっているわけですよ。行き着くところはやっぱり「市民総参加」であり、その参加する相手が「もっと大事なところでしっかり参加してくれよ」という話になってくると思うんですよ。</p>

委員	「参加してくれよ」という市長の側はそういうことではなくて、市長としてはああいう形でやって、後は市民が「参加させろ」と言えるようになってもらいたいわけです。
部会長	そうすると、「総参加」じゃないのかな…。
副部会長	今、原則の要素ということで3つ出ていますよね。やっぱり、その他に市と市民と議会と協働っていう、それをして行うっていうことを一言入れた方がよいのではないかなと思うんですけども。
委員	それは「理念」の中で…。
副部会長	理念の中に入っているから、ここでは入れなくても良いということですよ、わかりました。
委員	<p>今度は「協働」でやるときに、前提となるのに、「だから情報をよこせ」と、「だから、なんとか委員会には必ず市民を参加させろ」と、そういった形になっていくのではないかなと思うんですよ。それと、やっぱり、「年齢」を取り払うというのは大切なことだと思いますよ、「性別」だけではなくて。</p> <p>面白い話ですけど、小学校5、6年生に行政のことで聞いたんですけど、ものすごく参考になる話が出てきます。言葉の綾としてはね、言っていることは幼いですよ。でも視点はすごいですよ。</p>
部会長	「参加と協働」っていうのは一直線の上に載っているんじゃないですか。「まず参加する気になってくれよ」と市長は期待している、参加したら参加したで、名簿に書いただけじゃだめで、「何か自発的に協力してくれよ」と、それが協働じゃないかと。だから「参加と協働」というのが、全市民に訴えかけること、自治基本条例というのは非常に大事だと。核になっていると…。
副部会長	読んだだけで市民が燃えると。
委員	そうあるべきなんですよ。
部会長	だから、市民が本当に自発的に燃えるような、訴えかけができるような基本条例であって欲しいなということですよ。だから、何か月並みな文章で書くのではなくて、やっぱり「あっ」と思わせるような、そういうことを考えていかなきゃいけないと思います。とりあえず、この「市民総参加」、どうしますか。タイトル…。
委員	後で考えるとして、「こういう視点で市民総参加というものを考えましょう」という話が今、大分出てきましたが、「市民総参加」という言葉をここに置いておけば、「あのときこういう論議だったな」ということは忘れないでしょうから。

部会長	<p>「参加と協働」を打ち出すようなタイトルをつけて、その中に「意思形成過程への市民参加」とか、「男女共同参画」とか、「年齢を問わない協働参画」とか、そういうものがここに入ってくるというマスを空けておくということによるしいですか。</p>
委員	<p>意思形成過程なんですけどね、「どこからが意志形成過程か」というのが、ちょっと…。ずっと前の全体会議の時にも委員長さんがお話しになっていましたけど、「最初からなのか、途中からなのか」という…。この辺はどうするのかなというのまで、ここで議論する必要があるのかなとちょっと思ったんですけど。例えば道路を作るといったときに、一番最初から、ここに道路を作りますということをして…、誰かが提案したその時から全部公開していくということになると、善意の意見もあるんだけど、それを他の方法というか、意見とかで動く場合もあるだろうし。「最初から公開して良いのか」という趣旨の話をしていたんですけどね。私は全部オープンにして良いと思っていますんですけどね。けど、その辺をここか全体でどうするかとか、あるいはあまり触らずに、そのまま流すか考えておいた方が良いのかなと思うんですけど。今すぐじゃなくて良いんですけど。</p>
委員	<p>今日は…、実は、僕も同じことを提案しようと思っていたんだけど、今日は時間が難しいと思いますね。意思形成過程は今、大分市の場合はいろんなところでパブリックコメントをとっていますし、事前にいろんなことを市民にお知らせしていますし、我々も「こんな条例を作りたいと思うのですがいかがですか」みたいな形で投げかけて、そして市民から先に話を聞くことにしています。これは意思形成過程を作っていく…、だけど、100%かということとそういうことはありません。95%はほとんど決まっています、残りの5%くらいをやっている話です。今、委員が言ったみたいに、100%意思形成過程を全部見せてしまうということは、いろんな意味であり得ないことではしょうけど、どこまで割合を下げていくかということは、その時に、「意思形成は公開するんだ」という原則に立って、どこまで下げるかはその時の市民と執行機関の力関係と言いましょうか、市民の欲求に応じてという形になるんじゃないかと思うんです。だけど、今出た話を実は、もう少し突き詰めていかないと、他所の部会から聞かれた時に辛いでしょうから、部会長さんが。次回にでもその話を少し詰めたらと思うんです。</p> <p>今日は目的を作っておかないといけないだろう？部会代表者会議に出席するために…。</p>
事務局	<p>目的は、事務局案というものを出示しておりますけれども、今時点では事務局が「こういうものであるのではないだろうか」というところですので、委員のみなさんから「こんなのではだめだよ」という話になったりするのかなというのがありますので、そういうこともご議論いただきたいと思います。ただちょっと、今、委員さんがおっしゃいましたように、時間が厳しくなっておりますので、ちょっと確認をさせていただきたいんです。というのは、基本理念と基本原則について、箇条書きでも良いので案を出しましょうということだったと思</p>

	<p>いますので、今、皆さんお話をしておりますけど、理念ですね、まず「大分のまちづくりのコンセプトはどうするべきか」ということになりませけれども、皆さんのお話を聞いていると3つくらいだったのかなと。一番大きかったのは「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」というものではなかったでしょうか、次に、そのためには「市民が主権者でないといけませんよということでまちづくりを進めます」ということで、それを突き詰めていくと「市民協働のまちづくり」ということが、理念として、箇条書きの案になるのではないのでしょうかということだったと思います。よろしいでしょうか。そして、「理念」を実現するための「原則」という話になってきたときには、言葉は、今、皆さんが議論されていた言葉を拾い上げますと、「市民総参加」で、年齢、性別を問わないで積極的に参加していくんだというようなニュアンスだったと思います。それから、そのためには情報を共有しておかなければならないということでしたね。「情報」が無いと協働も総参加も出来ないということで「情報共有の原則」が必要だと。後は「平等と機会均等の原則」ですかね、そういったことが今、この部会の中では「理念」と「原則」として挙げられるのではないかというお話であったかと思うのですが、ご異論は無いでしょうか。</p>
部会長	今日のところは大体そういうところで。
委員	豊かな暮らしを保障するための中に、必ず「福祉」というところが入らないと…。
事務局	部会代表者会議の中では、箇条書きで提案するような形になろうかと思えます。「豊かな暮らしとはなんぞや」という時に金銭的な豊かさではなく、人として豊かな暮らしという意味ですよね。その中には「健康で幸福な」と『福祉』といった側面は必ず避けて通れないですよ」というような形でよろしいでしょうか。
部会長	今、福祉で行き詰っている一つ大きな要素としては、地域コミュニティが機能なくなっている、機能していればもっと救われるのにという部分がたくさんあるんですけど、そういうことにいかに一歩でも二歩でも近づくかというところで、豊かな暮らしというのを描きあげていきたいんですけども。
事務局	その「豊かな暮らし」を1番目に据えて、とりあえずこれを「市民主権」2番、「市民協働」3番という形ということではよろしいでしょうか。「原則」としては先程のお話のとおりということで、そして、前文については今、みなさんのお手許にあったばかりですので、今のところ、みなさんのご意見では、「今後もう少し見ていかないと」ということであると思えますけど、この部会の素案という中では今のところご異論はないということではよろしいでしょうか。
部会長	前文ですか？どこですか。
事務局	前文なんですけれども、「これはまた珠になるところだから、後で議論しまし

	<p>ようね」ということでありましたけれども、次回、5日の部会代表者会議のときにですね、このまま出すのか、「もうちょっとこの辺を変えたほうが良い」とかそういった意見の調整とかがですね、あるのかなというふうに思います。</p>
部会長	<p>その意見交換を先にしますかね。</p>
事務局	<p>当初、予定していた時間があるんですけども、「理念・原則」のところについては、今のところ統一意見が出たということで、「目的」は後で...。「前文」のところはやはりポイントになると思います。</p>
部会長	<p>今日は、予定は何時までだっけ。4時までですね。十分時間はあります。それじゃあ、今日提案された前文について、ちょっとみなさんに目を通していただいて、意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>これは4部構成になっていまして、まず最初に自分たちと大分市の関係と聞いましょうか、自分たちがどう大分市を思っているかというところを書いて、次に、大分市のお国自慢をして、だからこれをどうしなきゃいけないのかということで、未来につないでいかなければいけない。そのためにこういう条例を作りますという、不完全な形ですけど、起承転結にしてあります。</p>
委員	<p>第1のところ「大分市を愛します」というふうに最初ありますよね。その後は環境の問題が中心で、その後に大分市の歴史というか、そういうニュアンスだと思うので、段落を一つにまとめたらどうなのかなという...</p>
部会長	<p>ここまでの8行か9行全部をですね。</p>
委員	<p>「愛します」が2回続くので、2回目の「愛します」は何か他の言葉に替えたなら良いかな、というふうに感じました。</p>
部会長	<p>読み方によっては強調しているというふうにも感じられるんですけど。どうですかね、そこら辺は。「愛します」が2回重なっている点は。</p>
委員	<p>替わる言葉がちょっと浮かびませんが。それは別に変えるのはやぶさかではありません。</p> <p>今の、段落を変える話なんですけれどね、これ段落のところでは切っているところを見るとお分かりでしょうけど、全部、主語が違うところで分けてあります。逆に言うと1段目と2段目は主語が違うんですよね。「わたしたち」が主語になっているところと「大分市」が主語になっている、それで分けてあるんですよ。ここだけが「大分市」なんです。</p>
部会長	<p>これは良いんじゃないんですかね。</p>
委員	<p>むしろ、下から2段目なんですよ。「道しるべが必要です」と僕は切っていま</p>

	<p>すけど、本当はこれと一番下が起承転結の転の部分なんですけど、このまま繋がって道しるべとして最高規範の大分市自治基本条例を作っているわけですから、本当はそういう表現をしたかったんですけど、間でここにたくさん説明しているような法律用語を入れるとすると文章が長すぎるんで、2つに分けました。ここは何か工夫できないかなと今でも思っています。</p>
部会長	<p>今ここに「道しるべは必要です」ということはすでにこれが出来上がっているという前提で考えると、「引き継いでいくために道しるべを作りました」という形で収めてしまうか、完了形でね。「引き継いでいくためにこういう取り組みをして、こういうものができました」と、「それは市民が作ったんですよ」と。その最後のところが…、「制定します」になっている…。</p>
委員	<p>一番下の段は、これで100字を超しているんですよ。一文で百何十字の…、長い文章をつくるのはあんまり好きじゃないんです。</p>
委員	<p>3段目の「豊かな～」から「道しるべとして最高規範、大分市自治基本条例を制定します」というのを最後には持ってきづらいですか。</p>
委員	<p>最初、そうしようとしたんですけど、「最高規範」と「道しるべ」を同等に並べたかったんだけど、文章がむちゃくちゃ長くなるんで…。「平和で幸福な暮らしを次の世代に引き継いでいくために」作っているんだということだけは必ず入れたいんで。</p>
部会長	<p>そうですね。</p>
委員	<p>文章が長いということを見捨てるならば、逆にこの3行を一番下に持っていきましてね、「大分市自治基本条例を制定し」、それをこの「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとします」というような表現は使えます。ただ、そうすると一つの文章が150字くらいになるんです。</p>
委員	<p>4段目の「そこで、」からの4行は切り離せないんですか、文章として。</p>
委員	<p>切り離すなら捨てちゃうという手もある。</p>
部会長	<p>最後の6行の部分をもうちよっと、そのなんか…。</p>
委員	<p>捨てちゃったらどうなる？</p>
部会長	<p>易しい言葉で簡略化して入れると…。</p>
委員	<p>捨てる、市民の権利と責務なんていうのは、市民主権の中でひっくるめた形で理念の中に入れてしまうと、協働は理念の中に入ります。「地方自治の本旨</p>

	<p>にのっとり」というこれは、憲法で保障されているわけだから、ここでわざわざ「憲法で保障された」と確認する必要があるのかという論議も当然されます。そうすると、出てくるのは「道しるべとして本市のあり方を定めるための最高規範、大分市自治基本条例を制定します」と持って行ってしまっ、そして基本理念の中に切った分のやつを分けていくようにすれば、さっきの3つの項目の中に当然当てはまるわけですから。そのほうが文章としてはきれいになります。そして、この文だけが中学生じゃ理解できない部分…。</p>
部会長	<p>本当の根拠的なものは後に譲るとして、ここは前文だからさらっと流していくという考え方も出来ますよね。</p> <p>理念のところでもそういうことが出てくれば良いかなと。そうするとこの辺がもう少し置き換えて整理できるかなと。</p>
委員	<p>そうすると、そこを切りますと、「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを次の世代に確実に引き継いでいくための道しるべとして本市の在り方を定めるための」…、ここに「ため」が二回出るからな…、「定める最高規範、大分市自治基本条例を制定します」と。</p> <p>市民の責務、市民主権という部分に関しては理念に、協働も理念に入りますから。憲法に保障されていることはわかっているわけですから、わざわざここで確認する必要もないというふうにすると。</p>
部会長	<p>そうすると、この6行が半分くらいになりますよね。</p>
委員	<p>だいぶ減りますよ。4行減りますから、80字くらい減りますからね。</p>
部会長	<p>それでとりあえず収めますか、そういうやり方で。</p>
委員	<p>それはそれでもう…、もう一点ね、言葉なんですけど、「東九州の中心都市」という言葉があるんですが、これは「中心都市」として良いのかな…。</p>
委員	<p>これは誰かの文章をそのまま持ってきたと思うんだけど…。</p>
委員	<p>改めていったものだから、宮崎市さんがここで出てこないかなと…。中核市とか、どっちも同じようなものだから…。</p>
委員	<p>東九州というところですかね。</p>
委員	<p>大分と宮崎、北九州の1部です。</p>
委員	<p>その範囲だという認識をすると、中心でも良いかなとも思うんですけど。</p>
委員	<p>このぐらいのお国自慢はしても良いんじゃないかなあ。</p>

部会長	やっぱり私は辻野先生にお聞きしたものがあるので…。
副部会長	人様が書かれた文章にいろいろ言うのはすごく嫌なんですけど、ここの「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを」とあるじゃないですか。その「平和」の中に「幸福」は含まれているのではないかなと思うんですね。
委員	逆じゃないですか。「幸福」の中に「平和」が含まれるのではないんですか。
副部会長	「平和」ということは、「平和」自体が「幸せ」じゃないですか。平穏であるというか…。何にも起こらなくて…。
部会長	そういう考え方もあるし、平和でなければ何も構築出来ないと。家を建てたくても、土台がなきゃだめだと。
委員	必要十分条件からいくと、「幸福」が先じゃないですか。「平和」は一つのファクターで。
委員	副部会長さんが言われているのは、「幸福な暮らし」という中にはおそらく平和が入っているってということなんですよ。
委員	このフレーズはしかし、委員さん2人が使っていますので…。
委員	その「平和」ということが、どこかで現れればね、理念の中でも、それはそれで良いと思うんです。
委員	幸福と言ったら個人的で、平和と言ったら公的なものではないですか。
副部会長	私は「平和」と言ったらその後ろには「幸せ」があると感じているわけですよ、いつも。だから、感性…、感じ方の違いですね。ちょっと言っただけです。ごめんなさい。
委員	「平和」でない状況の中に「幸福」はないでしょう。でも、「平和」だからといってその構成員全員が「幸福」かどうかは別問題なんです。全員が「幸福」かどうかは別ですよ。感じ方の問題なので。委員さんが言ったような社会としての状況と個人一人ひとりの感受性と違いますので。案のこの部分の親は（市民委員の）このお二人ですから…。
部会長	豊かな自然環境というのと平和というのは一つの外部条件であって、幸福だという部分はその人その人の個人の問題になると思うので。この黒く網掛けしているのは、境目がずれている感じで読めば、豊かな自然環境というものと平和というのは一つの幸福の条件なんですよ。 だから、豊かな自然環境ともう一つ、あらゆる国々が平和であるというような、例えば日本の場合にはもっと貿易が平和の中で出来れば、戦争だったらめ

	<p>ちやくちゃになりますから、平和が保たれているというのは、豊かな自然環境と同時に一つの条件として入ってくると思いますね。だから、そういう基礎の上に幸福な暮らしというのが成り立ってくるということだから、本当はこの平和というのは前にくっつけた方が良さだろうなという気がするんですけど。そうしたら、その辺はちょっと全体の流れもあるから、おまかせするとして。他に意見なかったでしょうか。もう一回、委員さんに骨折り願って。</p>
委員	<p>じゃあ、これ今ので良ければ、「引き継いでいくための道しるべとして」にして、後はずっと取ってしまって、「本市の在り方を定めるための最高規範、大分市自治基本条例を制定します」というところで括れば…。後は中身については、基本理念の中に全部入れ込む、ということ。</p>
部会長	<p>そうですね。まだ気になるところがありますか。</p>
委員	<p>そうですね、言われてみれば「自然環境」と「平和」は状況ですから。「幸福」というのは個人の感受性ですから、切り方がちょっとおかしいですね…。たまたまみなさんの案から出た言葉をつなぎ合わせたものだから。</p>
部会長	<p>たぶん、普通の人はいあまり気にならないと思うんですよ。「豊かな自然環境と平和で幸福な暮らし」は、すらすらと読んでしまえば。だけど、どれが条件で、どれが自助努力なのか、突き詰めて考えていくと、そういうところにぶつかってくるわけなんですよ。</p>
委員	<p>誰かが言うかもしれませんが。豊かな自然環境や、平和というものをつくるのは社会の責任だけれども、幸福かどうかの個人個人の考えをそこまで責任取れるのかという話になるかもしれません。</p>
部会長	<p>他に何か修正するところがありますか。よろしいですか。</p>
委員	<p>また、全体の議論の中で出された意見でまた考えれば…。</p>
部会長	<p>そうですね。だいたいそんなところでよろしいですかね。後、何か今日決めておかなければならないことがありますか。</p>
事務局	<p>今回、前文のところ若干手直しをいただいた形で、それは今皆さん、流利的にはよろしいということですね。前文自体は良いと。目的についてはご議論いただく予定だったんですけど、4時をオーバーしておりますが、事務局サイドで作った案はですね、自治基本条例の考え方を言いますと、基本条例の目的は何かということをもっと最初に考えさせていただきました。そのときに皆さんのご議論の中で「市民主体の大分市を作ることが前提なんだよ」ということでありましたので、結びを市民主体の自治の実現ということにさせていただきました。また、この条例を作るために市民や議会、行政が協力しあって、地方自治に取り組むためのルールづくりであるというふうに私なんかは思っている部</p>

	<p>分はありましたので、その役割を明確化させます、ということを書きまして、プラス、皆さんが「市民協働というのが何より大事だ」ということをおっしゃってありましたので、後付けに近い形なんですけれども、「協働によるまちづくり」というような言葉を入れ込んで、当たり障りのない「目的」とさせていただきますいております。</p>
委員事	<p>協働によるまちづくりの基本方針…。</p>
事務局	<p>この条例は本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針というものを定めて、市民主体による自治の実現を図ることを目的としますよ、というふうに、非常に当たり障りのない、オーソドックスな文章ではありますが、そのような形にさせていただきます。</p> <p>目的については、当初これで部会代表者会議に出そうかということも考えておったのですが、事務局内でもまだ十分、委員の皆さんにご議論をいただいた状況にはないという意見もありましたので、提示は今回は見送る形とさせていただきます。</p> <p>ですので、部会代表者会議に理念部会として提示するのは、今、ご議論をいただいた前文と、「基本理念」・「基本原則」を箇条書きにしたもの、それから、最初にご報告させていただいた文言の定義ということになるかと思えます。</p>
部会長	<p>文言の定義なんですけど、「協働」という言葉については、他の部会で相当に議論になったところがあると聞いているのですが、これで良いんですかね。</p>
事務局	<p>確かに部会長さんがおっしゃるとおり、市民参加・まちづくり部会において「協働」という言葉については議論がありました。しかし、その部会においても、既に「誤解の無いように定義されれば」ということで、一定の方向性は出ております。ですから、部会代表者会議の中で、この部会で議論されたものを出していただいて、部会長さん方に議論をしていただきながら、また、全体会議の中で委員の皆さんの中で意識付けされていけば、方向性としてはよろしいかと思えます。</p>
事務局	<p>では次回の会議の日程についてですが、2月12日の全体会議終了後に調整ということにさせていただきます。</p>
部会長	<p>それでは、本日の会議はこれまでとします。お疲れ様でした。</p>